

## 市川市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成29年 8月 8日制定  
令和 5年 3月10日改定  
市川市農業委員会

### 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

市川市の農業は、江戸時代には徳川幕府の天領となり、大消費地江戸に隣接する立地条件を活かして、季節の野菜や果物を江戸に出荷するようになり、農業が盛んに行われるようになった。江戸時代中期に川上善六が、美濃から梨の苗木を持ち帰り、砂地を利用した梨栽培を始め、今日の「市川梨」のさきがけとなった。

戦後になると急速な都市化の波に洗われながら、優れた品質と生産性の高い都市型農業を指向して、梨栽培をはじめ、施設野菜や花卉園芸を中心に消費者が身近にいる利点を生かし、堅実な成長をしてきた。しかし、現在は都市農業の宿命ともいえる営農環境の悪化や高齢化による農業の担い手や後継者不足による遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

このようなことを踏まえ、農地を守り発展させて「強い農業」を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、市川市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を次のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する千葉県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する市川市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

### 1. 遊休農地の解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	市内の農地面積	遊休農地面積	遊休農地の割合
現 状 (令和5年2月)	510.0ha	10.8ha	2.1%
3年後の目標 (令和8年2月)	490.0ha	9.0ha	1.8%
目 標 (令和15年2月)	443.3ha	4.8ha	1.1%

注1：現状の農地面積は、農林水産省令和4年作物統計調査による耕地面積とした。

注2：令和4年利用状況調査における遊休農地の中で、土地の状況及び所有者の意向を踏まえて、令和15年までに農地として再生利用すべき面積である6haを目標としている。

#### (2) 遊休農地の解消の具体的な推進方法

##### ①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員及び推進委員は管内を6の区域に分け、農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）を実施する。

調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

利用状況調査終了後に、所有者へ意向調査を行い、所有者の意向に応じて、農地のあっせんや農地中間管理事業のマッチングなど、農地の流動化を図る。なお、従来から日常的に利用状況調査の中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、日常的に実施する。

利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

②農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農業者の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付けを行う。

③非農地判断について

利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、関係機関と協議の上、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	市内の農地面積	農地利用集積面積	利用集積の割合
現 状 (令和5年2月)	510.0ha	204.87ha	40.2%
3年後の目標 (令和8年2月)	490.0ha	222.00ha	44.4%
目 標 (令和15年2月)	443.3ha	261.89ha	59.1%

注：現状の農地利用集積面積は令和4年度見込み。

1年間の利用集積面積は、5.7haを目標とする。(第二次いちかわ都市農業振興プラン)

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な推進方法

①「地域計画」作成・見直しについて

農業委員会として区域ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

②農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は市、農地中間管理機構、農協等と連携し、ア) 農地中間管理機構

に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③利用権設定等促進事業について

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定による農地の貸借を促進し、担い手への農地利用の集積を図る。

④農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続きを経て県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に務める。

(3) 担い手への農地利用の集積の評価方法

担い手への農地利用の集積の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入経営体数 (新規参入者経営体取得面積)
現 状 (令和5年2月)	1 人 ( 0. 4 h a )
3年後の目標 (令和8年2月)	4 人 ( 1. 6 h a )
目 標 (令和15年2月)	11 人 ( 4. 4 h a )

注：現状は、令和4年度実績。

1年間の目標は1経営体とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①関係機関との連携

県、市、農協等関係機関と連携し、新規参入相談及び農地のあっせんの検討をする。

②農業委員等によるフォローアップ活動

農業委員及び推進委員は、新規参入者（個人、法人）の定着を図るため、参入後のフォローアップに努める。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。  
単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」  
に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の  
公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標達成をするための役割

市川市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用  
していくため、市川市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力